

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：32607

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16996

研究課題名(和文)投資紛争における手続の競合

研究課題名(英文)Parallel procedures for investment disputes

研究代表者

猪瀬 貴道 (INOSE, Takamichi)

北里大学・一般教育部・教授

研究者番号：70552545

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、紛争処理手続という観点から外国投資に関する法制度について検討した。外国投資に関する紛争では、投資受入国の実質的に同一の措置等に対して、手続が並行して提起される場合があり、手続の競合状態になる。投資条約の投資家＝国家間紛争処理(ISDS)条項を根拠とする仲裁手続(投資条約仲裁手続)に付託された事例について、実質的に同一主題について国内手続等の他の手続が同時並行的に提起されたものを検討して、これらの手続の競合状態の問題点を事例および法(条約)規定の分析から明らかにして調整方法について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

紛争処理手続という観点から外国投資に関する法制度について、投資条約という国際法制度に軸足を置きながらも、投資条約制度の内部の問題と外部への効果について総合的に検討した研究である点に学術的意義がある。また、日本においても投資章を含むEPAを含めて投資条約締結が推進されており、今後さらに数多くの締結交渉が行われることが予測される。それにより日本企業が投資条約制度を利用する可能性が高まっていることから、本研究の成果には一定の社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)： This study examines the legal system of foreign investment from the viewpoint of dispute settlement procedures. In disputes concerning foreign investment, proceedings may be brought in parallel against the same subject of the dispute, such as the damages caused by the same action taken by the host country. This study examines cases submitted to arbitration proceedings based on the investor-state dispute settlement (ISDS) clause of the investment treaty (Investment Treaty Arbitration Procedure), in which other procedures such as domestic procedures were simultaneously and concurrently instituted for substantially the same subject. The research clarifies the problems of the parallel proceedings from cases and analysis of the law (the provisions of the investment treaties), and examines the adjustment method.

研究分野：国際法

キーワード：投資条約 投資紛争 投資仲裁 ISDS条項 並行手続 手続競合 紛争処理 国際投資法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

外国直接投資に関して、近年、二国間投資条約 (BIT) や投資関連章をもつ自由貿易協定 (FTA)、経済連携協定 (EPA) など「投資条約 (投資協定とも呼ばれる)」の締結が進んでいる。この投資条約には、締約国の投資家による他の締約国における投資について、「内国民待遇」「公正衡平待遇」「資金移動の自由」「収用における補償基準」などの実体的な待遇基準のほか、締約国の投資家と投資受入国である他の締約国との間の紛争 (投資紛争) について、条約上の紛争解決制度として仲裁手続を定めている (いわゆる ISDS 条項)。

投資条約の締結は、量的 (単純な締結数) にも質的 (この種の条約を締結する国の数) にも拡大しており、これらの投資条約を根拠とする投資家と投資受入国との間の仲裁手続 (投資条約仲裁手続) の利用も急速に増加している。それに伴い、この投資条約および投資条約仲裁手続に関する研究が、国内・国外で近年活発に行われている。また、この分野については、国際法、国際経済法、国際私法、仲裁法など複数の法分野の研究者が検討を行っているという特徴がある。

しかし、現状においては外国直接投資に関する法制度は発展段階といえ、さらに投資条約仲裁手続による仲裁判断が動的に重ねられている段階である。法理論もまた流動的であり、最新の動向を踏まえた研究が求められる状況にあるといえる。

外国投資家と投資受入国との間の紛争の処理は、投資条約仲裁手続だけではなく、国際法上は、伝統的には「国内救済完了」を要件とする投資家国籍国による「外交的保護」として国家間モデルで処理されてきた。他方、この外交的保護の要件である「国内救済完了」とも関係するが、投資家と投資受入国との間の投資紛争は、投資受入国の国内法上の「行政救済手続」によっても処理されうる。さらに、投資家と投資受入国との間で合意した手続による紛争処理の可能性もある。このように投資紛争の処理は、複数の処理手続が多層的に併存する状況にある。その結果、同一の紛争主題について「手続の競合」の可能性が生じる。外国投資に関する法制度の全体像を明らかにするためには、この手続の競合の処理について法的に整理する必要がある。

### 2. 研究の目的

本研究では、外国投資家と投資受入国との間の投資紛争において手続の競合が生じた際の処理について、まずは、現状分析を行って問題点を明らかにすることを目的とする。この際、これまでの応募者の研究の蓄積等を鑑みて、まずは投資条約上の仲裁手続を中心に据えて、その他の紛争処理手続との関係を検討する方法をとる。

投資条約には、この手続の競合の問題を処理するための条項がある場合があり、代表的なものとして「手続分岐条項 (fork-in-the-road)」「国内手続前置条項」「他の手続放棄条項 (waiver)」などが挙げられる。これらの条項が問題となった仲裁事例を丹念に検討することで、投資条約 (仲裁手続) 上の処理と問題点を明らかにする。この場合、上記の諸条項は、国内法上手続等が投資条約仲裁手続に与える効果という点で投資条約制度内部の問題としては重要な意味がある。

一方、投資条約 (仲裁手続) 上の処理が、投資条約制度外部の手続、すなわち、「外交的保護」「受入国国内法上の手続」「投資家と投資受入国間の合意に基づく手続」等に与える効果についても分析する必要がある。その上で、可能であれば立法政策的検討を行う。

### 3. 研究の方法

投資条約仲裁事例の整理から行う。投資条約を根拠として仲裁付託された事例の多くは、ICSID のウェブサイト等に公開されている仲裁判断文書および UNCTAD のデータベースサイトなどで仲裁判断が公開されており分析可能である。投資条約仲裁事例のなかで、他の手続との競合が問題となった公開事例を可能な限り網羅的に整理分析する。

この検討対象となる事例について、主に以下の 3 点から整理して検討を行う。

1. 問題となる競合する手続の類型
2. 投資条約の関連規定
3. 判断枠組

これらの個別事例の検討における第一段階の整理としては、投資条約仲裁手続と競合する手続の類型からまず問題の整理を行う。当事者 (複雑な構造をもつ企業体の場合、実質的に 1 つの企業体であっても、別子会社等がそれぞれの手続で当事者となる場合がある) 手続の根拠 (受入国国内法の規定、当事者間の合意 (契約) における紛争解決条項など) 手続のフォーラム (国内裁判所、仲裁など) 手続の開始時期 (投資条約仲裁手続との前後関係など) などの観点から類型化する。

投資条約仲裁手続の根拠となっている投資条約の関連規定の類型の観点からの整理が必要となる。代表的なものとしては、「手続分岐条項 (fork-in-the-road)」「国内手続前置条項」「他の手続放棄条項 (waiver)」などが挙げられる。これらの条項については先行研究がいくつか存在するので、それらを参照しながら、それぞれの条項の意義や差異についても整理する。

### 4. 研究成果

まず、投資紛争の類型化において、「投資受入国の原因行為」の観点からの区分ができること

が明らかになった。この観点からは、大きく2つに分けることができる。投資受入国による特定の投資家に対する、契約違反、不法行為(的行為)などの行為と主権的権限の行使、収用などの特定分野に対する規制・政策である。前者の場合には、実質的に同一の当事者(実際の紛争では子会社等の別主体となる場合もある)について複数の紛争が生じる場合があり、後者については、複数の当事者(投資家側の当事者相互間には必ずしも関係がない)についての紛争となる。

上記のうち、現段階では、についての検討にとどまっている。その際に問題となるのは、手続の根拠が、投資条約のISDS条項のほか、受入国国内法の規定、当事者間の合意(契約)における紛争解決条項など複数存在することである。さらに、投資条約のISDS条項と当事者間の合意(契約)の紛争解決条項との関係では、投資条約中の義務遵守条項(Umbrella条項、約束遵守条項)の存在も問題となる。これは、投資家と投資受入国との投資合意(投資契約)について、その遵守を投資条約上義務づけるものである。その結果、投資合意(投資契約)違反に関する紛争であっても、当該合意(契約)の紛争解決条項だけではなく、投資条約上の手続の対象となりうるのである。

この問題については、2000年代前半の2つのSGS事件における投資条約仲裁において判断されている。スイス法人がパキスタンを相手取って仲裁を申し立てたSGS v. Pakistan(2003)事件では、投資条約上のISDS条項に基づく仲裁に管轄権なしと判断された。一方、同じスイス法人がフィリピンを相手取って仲裁を申し立てたSGS v. Philippines(2004)事件では、条約における義務遵守条項に意味があるとすれば国際仲裁廷に管轄権を与えることであるとして管轄権は肯定した上で、義務遵守条項の対象となる義務の範囲が当事者間の合意またはフィリピン裁判所の判決によって確定するまで条約に基づく手続は停止されるとして、受理可能性を欠くと判断している。その後の仲裁判断は、根拠となるそれぞれの投資条約の「義務遵守条項」の規定文言により判断が分かれるが、投資受入国の行為は一定の場合に義務遵守条項によって条約上の問題となるとして、投資条約上のISDS条項に基づく仲裁の管轄権の対象となると判断する事例がある。

紛争処理手続が並行して提起されることに対しては、投資条約上、義務遵守条項(あるいはISDS条項)に契約上の紛争解決手続優先を明記する(日=コロンビアBIT)、仲裁付託に別途事前合意の条件をつける(日=イラクBIT、日=オマーンBIT)、手続分岐(fork-in-the-road)条項・手続放棄(Waiver)条項を挿入するなどの「立法的」対応が行われている。ただし、いずれにしても、投資条約上のISDS条項に基づく仲裁廷が判断できるのは、その仲裁廷自体が管轄権を有するか否かであり、他の手続を排除する権限や手段をもつわけではない。

また、当事者という観点からの整理分析からも一定の成果を得られた。すなわち、外国投資を行う投資家が複雑な構造をもつ企業体の場合、実質的に1つの企業体であっても、別子会社等がそれぞれの手続で当事者となる場合がある。いくつかの事例が存在するが、チェコ共和国における放送事業について、米国人が支配するドイツ会社(後にオランダ会社)を通して出資したチェコ会社がテレビライセンスを取得して実施した投資に関連する事例がリーディングケースとなっている。米国人投資家自体が、米国=チェコBITに基づき仲裁を申し立てる(Lauder v. Czech事件)とともに、米国人投資家が支配するオランダ会社も、オランダ=チェコBITに基づき仲裁を申し立てた(CME v. Czech事件)事例である。さらに、この事例では、別の子会社が契約違反としてチェコ国内訴訟を提起している。投資家側は、手続の調整(併合)を提案したものの投資受入国側が拒否したことが問題とされ、いずれの仲裁においても管轄権が認められた。

このような場合では、手続の調整(併合)に当事者が同意しなければ、管轄権(受理可能性)での調整は難しいため、損害(賠償額)の算定における調整が考えられる。

現段階では、当初予定していた研究の中間段階にとどまるものの一定の成果を出すことができたと考える。今後は、上記についてさらに他の事例の検討を継続するとともに、残された観点からの類型化および分析にも引き続き取り組む。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 65巻7号
2. 論文標題 管轄権・受理可能性におけるsiege social解釈、間接持株、子会社による仲裁と和解	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 63-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 64巻9号
2. 論文標題 他の手続の放棄を要件とするISDS条項についての管轄権判断がなされた事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 48-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 63巻7号
2. 論文標題 BIT上の投資家の定義において「設立準拠法」に加えて規定される場合の「本拠地」の解釈	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 10-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 66巻12号
2. 論文標題 逸失利益の因果関係の基準および申立人の損失軽減義務が判断された事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 140号
2. 論文標題 「自由化」を規定する投資条約の展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 フィナンシャル・レビュー	6. 最初と最後の頁 182-197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 118巻1号
2. 論文標題 国家による行政に対する投資条約制度の影響	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 120-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 猪瀬貴道
2. 発表標題 「投資協定仲裁判断例の論点ごとの傾向分析（公正衡平待遇・完全な保護保障）」
3. 学会等名 アジア国際法学会日本協会 第9回秋季研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 猪瀬貴道
2. 発表標題 投資条約制度から考える国際行政法
3. 学会等名 国際法学会2017年度（第120年次）研究大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 猪瀬貴道
2. 発表標題 投資紛争における並行手続
3. 学会等名 国際経済紛争解決研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 猪瀬貴道
2. 発表標題 投資紛争における並行的手続
3. 学会等名 国際私法学会第132回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考